

農業部



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iipf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL:6528-2781
FAX:6528-2782

2006年6月

農業部 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。このうち、貴部へは昨年初めて訪問させて頂き、今回が2回目となりますが、このような対話を継続させて頂きましたことに、まずは深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定され、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。特に貴部の品種保護部局との間では、従来からの政府間での審査・技術協力に加え、本年2月には、日本からの出願申請の増加や権利取得後の適正な権利保護の実施に向けた協力関係を構築するため、IIPPF傘下の植物新品種保護戦略フォーラムの会員である新品種育成関係者が農林水産省と合同で訪問し、植物新品種保護制度の更なる充実を要請するとともに、育成者権の権利取得や権利行使について具体的な意見交換を行わせていただきました。

また、貴部による育成者権の保護については1999年にUPOV78年条約を批准されて以来、急速に発展されており、今後も益々の充実が図られることを期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項には、植物新品種保護と農薬に関する建議が含まれております。優先的建議事項としまして（1）保護対象植物の拡大、（2）農薬に関する問題について取り上げさせて頂いており、本建議内容を私どもと貴部にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴部が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

目次

第一 今回の優先的建議事項

第二 その他の建議事項

第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本の育成者及び農薬企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の2点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行い、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 保護対象植物の拡大
2. 農薬に関する問題について

優先的建議事項 1. 保護対象植物の拡大

植物新品種保護条例における保護対象植物をさらに拡大していただきたい。

貴部におかれましては昨年5月に新たに21属種の植物を保護対象とされ、この中には我が国から要望していたインゲン豆も含まれており、改めて貴部の品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。

しかしながら、前回も建議したとおり、日本で品種登録されている、いぐさ、小豆、きのこ等の品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、畳表や豆といった収穫物として日本に輸出される恐れがあるということが、権利者の調査により分かっております。また、本年、新たに、日本のおうとうの登録品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、販売されているとの情報があります。これらの種類は貴国の品種保護条例における保護対象植物になっていないことから、貴国において当該品種の登録を申請することができず、貴国内において権利行使をすることができません。

保護対象植物が拡大されることによって得るメリットは、我が国だけのものではなく、貴部にとっても海外からの出願が増え、安定した制度運営が可能となるほか、貴国の農業者にとっても新しい優れた品質の品種を導入し、活用できる等のメリットがあると思われまます。昨年訪問時、貴国に対し保護対象植物の範囲を拡大していただくことを要請して参りましたが、本年2月の第1回日中育成者権保護官民合同会議において、中国国内外からの保護対象植物の拡大についての要望は随時受け付けており、技術条件が整えば保護対象植物リストに加えるとの御回答をいただきました。これを踏まえ、我が国からも改めて具体的な植物の種類について、要望書を提出させていただくことを考えております。

また、前回の御回答で既に検討中と聞いておりますが、UPOV 91年条約の批准、又は植物品種保護条例の改正による、更なる保護対象植物の拡大について、引き続き検討していただきますようお願いいたします。

優先的建議事項 2. 農薬に関する問題について

- (1) 特許の侵害が司法上確定している農薬(臨時登録)について、当該特許権者からその旨(人民法院の判決)申告がなされた場合、速やかに適切な対応をしていただきたい。
- (2) 農薬登録において、初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化を適用していただきたい。
- (3) 違法ラベル農薬の取り締まり強化をしていただきたい。
旨(人民法院の判決)申告がなされた場合、速やかに適切な対応をしていただきたい。

- (1) 特許の侵害が司法上確定している農薬(臨時登録)について、当該特許権者からその旨(人民法院の判決)申告がなされた場合、速やかに適切な対応をしていただきたい。

農薬は高度な技術と莫大な研究開発投資により創製される商品であり、我が国の開発者の当該知的財産権は貴国の特許法により保護されているにもかかわらず、その特許を侵害し製造されている農薬が貴国内で農薬登録(臨時)を取得し、販売されている事例があります。さらには貴国の特許法を侵害している農薬が、貴国で登録(臨時)されていることを利用して、海外において農薬登録が取得される事例もあり、当該農薬の特許権者は貴国内外において多大な経済的損害を被っています。

特許の侵害が司法上確定している農薬(臨時登録)について、当該特許権者からその旨(人民法院の判決)申告がなされたケースでは、当該農薬の臨時登録を更新しないことが貴部より明示されたことに、敬意を表します。

しかしながら、こうした事例における特許権者の経済的な被害の更なる拡大を防止することが急務であることから、早期の対応をお願いしたい。

- (2) 農薬登録において、初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化を適用していただきたい。

貴国「農業管理条例実施弁法」(1999年7月23日施行)において、臨時登録(登記)の農薬について最大4年以内に正式登録(登記)に移行させ、それがなされなければ登録失効させることが規定されています。加えて、農業鑑発[2004]1号において、臨時登録状態にあった210種類の農薬有効成分をリストアップしその整理業務の枠組みが示されたことに敬意を表します。

しかしながら、臨時登録期間(最大4年)が満了したにもかかわらず未だに臨時登録状態のものが数多く存在しています。

貴国で臨時登録(登記)されている農薬について、人の健康保護及び環境保全の重要性に鑑み、臨時登録期間(最大4年)を越えて臨時登録の延長措置がなされないよう、また、臨時登録から正式登録への移行並びに正式登録要件において、貴国メーカー品と海外メーカー品を公平に取扱うようお願いいたします。

加えて、貴国の臨時登録時に提出される安全性試験データは極めて限定的(急性、亜急性毒性試験データ等)であることから、臨時登録農薬の健康、環境等に関する安全性が必ずしも確保されているとは言えず、安全且つ効果の高い農薬の製造・供給する責任を有する我が国の農薬企業

の立場から、農薬の登録においては初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出を義務化する制度の導入をお願いいたします。

(3) 無登録ラベル農薬の取り締まり強化をしていただきたい。

貴国における農薬の販売に当たっては、農薬管理条例に基づく登録(臨時)が義務付けられており、農薬検定所の審査・登録証の交付後、認められたラベルを貼付しなければなりません。

しかしながら、農薬を製造・販売する場合には自社商品名で販売しなければならないにもかかわらず、知名度の高い外国企業の商標・商号をラベルに無断使用し、又は外国企業のラベルそのものを偽造・貼付し、農薬を販売する事例が 1990 年代中頃から発生し、今日まで続けております。

こうしたラベルの無断使用などは、農家の混乱や不利益のみならず、我が国の農薬企業も経済的に大きな損失を被っています。

現実的には、農薬管理条例違反のラベル、すなわち無登録ラベルを添付した農薬を販売する貴国企業が後を絶たないことから、このような違法ラベル農薬の販売及び業者の取り締まりの更なる徹底をお願いします。

第二 その他の建議事項

建議 1

権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第2条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に建議しておりますので、お力添えをお願いします。

建議 2

品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

昨年11月、民間団体と弁護士等からなる調査団を派遣し、貴国の品種保護制度の運用や侵害対応事例等について調査を行い、本年2月には、貴国での品種権取得をめざす種苗関係者等と農林水産省からなる官民合同訪中団を派遣し、貴部及び出願申請の代理人と実際の権利取得に関する意見交換を行い、具体的内容について確認することができました。

これまで我が国の育成者からは、貴国での権利取得のための手続きが分かりづらいことや、権利取得後の権利行使に不安があるなどの意見が寄せられておりましたが、先般の調査、さらには官民合同会議の結果により、貴国における品種保護制度の整備、充実が急速に図られつつあることが十分認識されたところであります。今後は、貴国への出願が増加し、両国の農業経済が活性化することが最大の目標であり、そのためには実際の権利取得が積極的に行われ、実効性ある権利行使が適切に行われることが重要であると考えます。

については、今後も品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

以上